平成２３年（フ）第５８２号
東京都八王子市川口町1704番地
破産者　有限会社栄都実業
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５８３号
東京都八王子市川口町1704番地小川方
破産者　佐々木伸市
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６６５号
東京都八王子市上柚木３－５－８－601、商業登記簿上の本店所在地東京都町田市森野１丁目35番２号
破産者　太陽コンサルタント株式会社
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６６６号
東京都八王子市上柚木３丁目５番地８－601
破産者　金森章洋こと　金森　大起
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７１５号
神奈川県相模原市緑区下九沢2133番地２
破産者　有限会社テクノス
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５４５号
岐阜市鏡島1699番地１
破産者　加藤　光男
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８１０号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴448番地、商業登記簿上の本店所在地愛知県稲沢市長野３丁目14番23号
破産者　株式会社遊テック
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１０１号
岐阜県羽島郡岐南町平島８丁目74番地　グランツ杉山Ⅰ－５Ｂ号室、開始決定時の住所岐阜市春日町２丁目27番地２
破産者　中田三代子
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第１８９号
岐阜県養老郡養老町飯田875番地の１
破産者　株式会社東海事業
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第３００号
静岡県富士市今宮357番地の15、商業登記簿上の住所静岡県富士市今宮357番地の２
破産者　有限会社山友工業
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第８２号
静岡県富士宮市西町９番11号、前住所静岡県富士宮市西町９番15号
破産者　内野　恭秀
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１８３号
兵庫県明石市本町２丁目９番６号
破産者　有限会社割烹明石屋
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
岡山市中区円山833番地、開始決定時の住所岡山市北区東古松３丁目12―22　アリベ東古松201号
破産者　横山　　誠
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８６号
長崎県長崎市西山４丁目559番地１
破産者　有限会社オートスペースケイズ
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２号
宮城県登米市米山町中津山字平83番地
破産者　芳賀　俊子
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第１８号
宮城県登米市津山町柳津字本町51番地
破産者　後藤カツミ
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第１９号
宮城県登米市南方町大門84番地10
破産者　渡辺たつ子
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第５５２号
秋田県男鹿市脇本脇本字向山23番地５
破産者　川村デンキこと　川村　　勉
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９２号
秋田市飯島鼠田３丁目６番29号、前住所神奈川県横浜市青葉区青葉台１丁目７番地５
破産者　吉田　伸也
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３３号
秋田市川元むつみ町７番17号
破産者　小西由紀子
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部